

令和7年度 調整給付金(不足額給付)のご案内

物価高騰対策の一環として、令和6年度に実施した定額減税しきれないと見込まれる方への給付(当初調整給付)の額に不足が生じた方に対して、追加で給付を行います。

対象者

次の要件を満たす方

令和7年1月1日時点において生駒市にお住まいの方で、次の「不足額給付Ⅰ」または「不足額給付Ⅱ」に該当する方

※納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方、定額減税前の令和6年分所得税額および令和6年度分の個人住民税所得割額がともに0円の方は対象外となります。

給付額算定方法

不足額給付Ⅰ

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどで、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき額と、当初調整給付額との間の差額を支給

(1) 所得税分

定額減税可能額
3万円×(減税対象人数)

令和6年分所得税額
(定額減税前)

(1) 所得税分控除不足額

(2) 個人住民税分

定額減税可能額
1万円×(減税対象人数)

令和6年度分個人住民税
所得割額(定額減税前)

(2) 個人住民税分控除不足額

不足額給付額 = (1) + (2) - 令和6年度当初調整給付額

※1万円単位に切り上げ

不足額給付Ⅱ

※次のいずれにも該当する方

1. 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割額ともに定額減税前税額が0円の方(本人として定額減税の対象外)
2. 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう方(扶養親族等としても定額減税の対象外)
3. 令和5年度又は令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(非課税世帯等給付金)の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方

不足額給付額：原則4万円(定額)

※令和6年1月1日時点で国外居住であった場合には3万円

給付金の支給手続き

① 令和6年度に生駒市で調整給付を受給された人またはマイナンバーカードに公金口座を登録している方

対象となる方には、生駒市から **8月上旬（予定）** に支給のお知らせを送付します。
記載されている口座に振り込みを希望する場合は、内容をご確認いただくだけで手続き不要で振り込まれます。

※受取口座の変更をしたい方など

⇒支給のお知らせ記載の期日までに下記コールセンターへご連絡ください。

※期日までにご連絡がない場合、支給のお知らせ記載の口座へお振込みします。ご了承ください。

② 令和6年度に生駒市で調整給付を受給していない人またはマイナンバーカードに公金口座を登録していない方

対象となる方には、生駒市から **8月中旬（予定）** に確認書を送付します。

必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒を使用して、令和7年10月31日までに
ご返送ください。

また、受取口座の設定にあたり、下記の書類が必要となります。

※受取口座設定に必要なもの

1. 申請者の本人確認書類の写し（コピー）※下記のいずれか1点が必要です。
運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等
（注意）申請者ご本人様名義の振込を希望される場合、下記の通帳やキャッシュカードなどの写し（コピー）を添付することで省略できます。
2. 受取口座を確認できる書類の写し（コピー）
通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）

③ 表面の不足額給付Ⅰに該当する方のうち、令和6年1月2日～令和7年1月1日に生駒市へ転入した方、または不足額給付Ⅱに該当する方

- 申請が必要です。令和7年10月31日までに必要書類を添えて郵送か直接、
市役所地下給付金窓口（0743-74-1111）まで提出してください。

！ 給付金に関する

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、
お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

生駒市コールセンター（令和7年10月31日まで）

※対象者に該当しているかの確認等は、電話では受け付けておりません。



0120-150-215

受付時間 平日8:30～17:15（8月29日（金）まで）
平日9:00～16:30（9月1日（月）以降）